

3 各事業の評価及び実施状況

基本方針 1 子どもを地域で支える意識づくり

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な施策	今後の方向性・目標等	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成 果	課題・今後の取組
1	通常保育事業	本市には、保育園が公立12か所、私立10か所の計22か所設置されています。保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの体制を整備しています。	・保育サービスの充実のため第三者評価受審の推進	継続実施	保育課	通常保育実施箇所 保育園22か所、認定こども園5か所、小規模保育事業等8か所 利用者数 2,635人	通常保育実施箇所 保育園23か所、認定こども園7か所、小規模保育事業等7か所 利用者数2,778人	A	・平成28年度第三者評価受審園 公立3園（ひがしなす、大貫、南）	引き続き第三者評価受審を推進し、保育サービスの充実を図ります。
2	延長保育事業 【子ども・子育て支援事業】	保護者の就業などの理由で、通常の保育時間を超えて保育する事業です。	・通常の保育利用時間以外においても保育サービスを実施	確保方策 (利用人数、施設数) H28 300人、19か所 H31 283人、19か所	保育課	実施箇所数 18か所 利用人数 420人	実施箇所数 18か所 利用延人数 390人	A	多様な保育ニーズへの対応。	今後も継続して実施します。
3	休日保育事業	保護者の就労等で休日における保育が困難な児童の保育を行います。	・休日保育の実施	継続実施	保育課	実施箇所数 2か所 利用延人数 452人	実施箇所数 2か所 利用延人数 689人	A	多様な保育ニーズへの対応。	利用人数等によりニーズの動向を把握し、状況によっては実施箇所を増設を検討します。
4	夜間保育事業	保護者の就労等の関係で、夜間(おおよそ午後10時まで)に保育が必要な場合に保育を行う事業です。現在、実施している施設はありません。	・未実施	他事業との連携検討	保育課	未実施	未実施	D	-	ニーズの動向を見極め、他事業との連携を検討します。
5	乳児保育事業	現在、本市で乳児保育事業を実施している保育園は22か所あり、利用している0歳児は83人で、0歳児全体の3.8%です。	・乳児保育事業実施	継続実施	保育課	実施箇所数 保育園22か所、認定こども園3か所、小規模保育事業所8か所 合計33か所	実施箇所数 保育園23か所、認定こども園7か所、小規模保育事業所7か所 合計37か所	A	家庭の事情等により、0歳児から保育サービスを利用する世帯が増加しているため、0歳児クラスからの保育を実施しています。	継続実施。申込み数が増加しており、入園待ち児童数が増加しています。
6	障害児保育事業	身体障害や発達の遅れがある児童については、子育て相談センター、保健センターなどと連携し、保護者の理解を得て保育士の加配により対応し、すべての認可保育園で実施しています。	・発達に課題を抱える児童に対し、その支援を行う保育士を加配	H31目標 22か所(全保育園)	保育課	実施箇所数 保育園22か所、認定こども園5か所、小規模保育事業所8か所(全施設)	実施箇所数 保育園23か所、認定こども園7か所、小規模保育事業所7か所	A	発達に応じた保育を実施し、各々の子どもの成長をサポートしています。	発達支援システムとの連携
7	病児・病後児保育事業 【子ども・子育て支援事業】	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。	・病後児保育の実施	確保方策 (利用延人数、施設数) H28 910人、2か所 H31 860人、2か所	保育課	実施箇所数 2か所 利用延人数 13人	実施箇所数 2か所 利用延人数 39人	A	多様な保育ニーズへの対応。	継続実施
8	待機児童解消事業	現在、本市には100人以上の待機児(入園待ち児童)がいます。民間活力の導入による待機児童解消に向けた施設整備を図っています。	・私立幼稚園の認定こども園への移行促進 ・既存保育園の整備(定員増) ・認可外保育施設の小規模保育事業への移行促進	H31目標 待機児童(入園待ち児童)の解消	子育て支援課	保育園等利用定員 2,643人 (H28.4.1現在)	保育園等利用定員 2,776人 (H29.4.1現在) ※前年度比133人増	A	平成28年3月に改訂した「保育園整備計画(後期計画)」に掲げた各施策を推進したことにより、保育定員が増加しました。	保育定員増を図れたものの、待機児童(入園待ち児童)の解消には至っていないことから、引き続き事業を推進します。
9	《新規》利用者支援事業 【子ども・子育て支援事業】	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	・子育てコンシェルジュ(基本型)の配置 ・保育コンシェルジュ(特定型)の配置 ・子育て世代包括支援センター(母子保健型)の設置	確保方策(施設数) H28 2か所 H31 2か所	子育て支援課 健康増進課	コンシェルジュ配置 2か所 (本庁舎、西那須野庁舎)	・コンシェルジュ配置 2か所(本庁舎、西那須野庁舎) ・子育て包括支援センター 2か所(黒磯保健センター、西那須野保健センター)	A	(子育て支援課) ・本庁舎配置の保育コンシェルジュについては、事業の目的に沿った内容を実施することができました。 ・西那須野支所配置のコンシェルジュについては、子育てサロン等への出前相談など、柔軟な対応をとりました。 (健康増進課) ・妊娠後期相談 874件 ・ファーストブック事業 943件	(子育て支援課) コンシェルジュ事業の周知や、コンシェルジュからの積極的な情報発信を図ります。 (健康増進課) 妊娠後期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うためには、特に産前産後サポートの充実が必要です。 また、必要な妊産婦等に個別の支援プランを作成し、情報提供、相談、助言を継続して行うためには、支援者の量的、質的充実が必要です。
10	地域子育て支援拠点事業 【子ども・子育て支援事業】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	・子育てサロンの実施	確保方策(利用延べ人数、施設数) H28 40,020人、31か所 H31 37,848人、31か所	保育課 子育て支援課	実施箇所数 21か所 利用延人数 31,507人	実施箇所数 22か所 利用延人数 31,009人	B	(保育課) 家庭で育児している保護者と子どもたちが、他の親子と交流できる場、保育士等への育児相談など気軽に行える場として機能しています。 (子育て支援課) プレスクールやサロンの内容に、目的をはっきり明示している場所の利用増加がみられていることから、保護者が選択して利用している傾向があります。	(保育課) 継続実施 (子育て支援課) 市民のニーズの変化に応じてサロンのあり方も変化していくのか、あくまで場の提供というスタンスでいくのかの検討を図る必要があります。
11	ファミリー・サポート・センター事業 【子ども・子育て支援事業】	子育ての手助けをしてほしい人と、子育ての援助ができる人との相互援助活動により子育てを支援する事業で、子どもの健やかな成長を地域で応援していくものです。	・サポート会員による子どもの預かり、送迎 ・サポート会員の養成	確保方策(利用件数) ・未就学児 H28 2,125件 H31 3,400件 ・就学児 H28 375件 H31 600件	保育課	会員数 331人 ・利用会員 210人 ・サポート会員 86人 ・両方会員 35人 利用件数 1,042件 ・未就学児 516件 ・就学児 526件	会員数 356人 ・利用会員 227人 ・サポート会員 92人 ・両方会員 37人 利用件数 1,481件 ・未就学児 803件 ・就学児 678件	A	会員数は昨年度より増加し、安定したサポート活動を実施しました。今後も市民への周知を図るとともに、サポート会員を確保し、サポート体制の強化を図ります。	広報等へ掲載するなどして周知に力を入れていきます。
12	放課後児童健全育成事業 【子ども・子育て支援事業】	児童福祉法の規定に基づき、昼間、家庭に保護者のいない小学校に就学している児童を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。公設21クラブを開設し、保護者や地域の関係者で組織する団体に運営を委託しています。また、近年は民設民営のクラブも増加していますが、保育の質の確保と保護者負担の増加を配慮して補助金を交付しています。	・児童クラブの運営、支援 ・児童クラブの整備	確保方策(利用者数、施設数) H28 1,623人、39か所 H31 1,876人、43か所	保育課	施設数 37か所 利用人数 1,507人	施設数 39か所 利用人数 1,594人	A	児童クラブの運営については、公設民営児童クラブ22か所、民設民営児童クラブ17か所に対して運営支援を行いました。児童クラブの整備事業としては、2クラブを整備しました。	児童クラブ利用ニーズは年々高まっていますが、施設整備が追いつかず、小学校6年生まで受入れできないクラブがあります。平成26年度に策定した整備計画に基づき、公設児童クラブの整備を行います。(平成31年までに12施設整備)
13	《新規》放課後子供教室推進事業	放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと連携を図りながら、放課後児童対策の充実を図る事業です。次代を担う人材の育成のため、地域社会の中で、放課後や週末等にすべての児童が多様な体験・活動を行うことができる環境を整備するものです。	・未実施	H28年度から段階的に実施	生涯学習課	先進地(鹿沼市)視察	未実施	D	-	平成29年度より「地域学校協働本部事業」に移行します。地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」を推進し、より多くの幅広い層の地域住民の参画を得て実施します。学校の授業における活動支援や放課後の安全指導、さらに地域社会の中で、放課後や週末、長期休業等にすべての子どもが多様な体験・活動を行うことができる環境を整備するものです。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な施策	今後の方向性・目標等	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成果	課題・今後の取組
14	子育て短期支援事業 【子ども・子育て支援事業】	子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、短期間子どもを預かる制度です。現在、本市では民間のNPO法人等に委託して実施しています。	・NPO法人等に委託し、ショートステイを実施 ・実施委託先の増	確保方策(利用延べ日数、個所数) H28 35日、1か所 H31 35日、1か所	子育て支援課	実施個所数 2か所 利用延べ日数 17人 利用延日数 43日	実施個所数 3か所 利用延べ日数 13人 利用延日数 62日	A	早朝夜間や宿泊も可能な事業として、緊急時に利用できることが支援となっています。また、育児不安や育児疲れ等の保護者に対する支援にもなっています。	今後も継続し、事業の充実を図ります。
15	一時預かり事業 【子ども・子育て支援事業】	保護者の様々な状況により、家庭で保育が困難になるケースが増加しています。このような場合に、子どもを一時的に保育することにより、子育て家庭の負担やストレスの軽減を図る事業です。また、幼稚園では通常の保育時間の前後や長期休業期間などに「預かり保育」を実施しています。	・幼稚園、認定こども園での在園児を対象とした預かり保育 ・保育園での一時預かり ・幼稚園、認定こども園での在園児以外を対象とした預かり保育	量の見込み(利用延べ人数) H28 55,087人 H31 51,801人 量の見込み(利用延べ人数) H28 1,373人 H31 1,292人	保育課	実施個所数 9か所 利用延べ人数 2,648人 ・保育園 実施個所数 9か所 利用延べ人数 2,648人 ・幼稚園等(在園児以外) 実施個所数 6か所 利用延べ人数 1,099人	実施個所数 10か所 利用延べ人数 44,006人 ・保育園 実施個所数 8か所 利用延べ人数 2,394人 ・幼稚園等(在園児以外) 実施個所数 6か所 利用延べ人数 710人	A	家庭保育している保護者のリフレッシュ等で利用できるため、子育て世帯への支援となっています。	継続実施
16	《新規》実費徴収に係る補足給付を行う事業 【子ども・子育て支援事業】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	・左記内容を実施	実施検討	保育課	助成件数 なし	助成件数 なし	D	-	継続実施
17	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 【子ども・子育て支援事業】	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。また、新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。	・調査研究 ・新規参入施設等への巡回支援(連携保育士の配置) ・社会福祉法人が設置する認定こども園の1号認定の支援児への補助	実施検討	子育て支援課 保育課	連携保育士の配置 ・小規模保育事業所に連携保育士が月1回、巡回訪問し助言・指導 ・各健康診断時に健康連絡票の確認やアドバイス ・連携保育士だけの作成	連携保育士の配置 ・小規模保育事業所に連携保育士が月1回、巡回訪問し助言・指導 ・各健康診断時に健康連絡票の確認やアドバイス ・連携保育士だけの作成	A	小規模保育事業所等の保育の実施に関する基本的なスキルがおおよそ身につけています。各施設の保育士の意識の高まりが見られ、より良い保育を実施していきたいという意欲が感じられるようになりました。	継続実施。一部の園については、まだまだ継続的なアドバイスが必要な状況も見られます。
18	幼稚園の特別保育事業	幼稚園では通常の預かりのほか、長期休業中の学童保育や未就園児親子教室、特別支援保育などの特別保育事業を行っています。	・わんぱく保育事業(未就園児親子教室、特別支援サポート事業等)の実施	継続実施	保育課	市内幼稚園、認定こども園で継続実施	市内幼稚園、認定こども園で継続実施	A	幼稚園でも預かり保育を実施するなど、子育て世帯のニーズに対応しています。	継続実施
19	幼稚園地域開放事業	地域の親子のふれあい、または子ども達の遊び場を提供することを目的として地域開放を行っています。	・幼稚園等の園庭開放、育児相談実施等	継続実施	保育課	実施箇所数 10か所(全施設)	実施箇所数 9か所(全施設)	A	地域の子育て世帯が幼稚園当施設の様子を知る機会となっているため、就園に向けての準備の一助となっています。	継続実施
20	子育て応援券事業	各家庭の子育て環境に見合った様々な子育てサービスの提供を促進することにより、就学前の子を持つ子育て家庭の不安や子育ての負担感の軽減を図るとともに、家庭や地域の子育て力を高めるために子育て応援券を配布します。子育て応援券は、有料の子育て支援サービスに利用できるもので、0~2歳児のいる家庭を対象とします。	・3歳未満の児童の保護者に対して、子育て応援券を支給する。	H31目標 配布人数 約3,000人	子育て支援課	交付対象者 3,135人 事業者数 54事業者 利用額 40,786,000円	交付数 3,053人 事業者数 61事業者 利用額 56,884,000円	A	子育て応援券の交付により、地域の子育て応援サービスの利用に繋がるとともに、子育てに係る負担感の軽減に繋がります。	より効果的な事業となるよう見直しを行い、応援券利用率の向上を図っていきます。
21	子育てマップの配布	地域の子育て中の親子に、本市の子育て施設を紹介するために乳幼児健診・訪問事業・福祉課窓口等で子育てマップを配布しています。	・子育てマップの作成、配布(市のホームページに掲載)	配布枚数 3,500枚	子育て支援課	継続して実施	市内サロン開催の年間予定表、開催場所のマップを保健センターや公民館で配布。市のホームページに掲載。	A	乳幼児健診、訪問事業、庁舎窓口等で配布することで、地域の子育て家庭に周知。子育てに対する不安解消につながっています。	子育てマップの作成・配布を継続して行い、サロン等の場の周知、提供を行っています。ホームページでの情報(開催予定等)の更新を確実に行っていきます。
22	子育てに関する男女共同参画意識の普及啓発	家庭や地域、職場など様々な分野において男女共同参画意識の浸透を図るとともに、男性も女性も従来の固定的な役割分担にとらわれず、ともに子育てに関わることができる社会づくりを進めていく必要があります。子育てにおける身体的・精神的負担の女性への偏重を解消するため、性別にとらわれず誰もが個性と能力を発揮でき責任も共有する男女共同参画の考え方について、広報紙による啓発を行っています。	・男女共同参画広報紙「みいな」等による広報・啓発 ・男女共同参画セミナーの開催 ・男女共同参画フォーラムの開催	継続実施	市民協働推進課	・男女共同参画広報紙「みいな」年4回発行 ・誰もがきりりセミナー4回実施(参加者延べ59人) ・男女共同参画フォーラムの実施(来場者402人)	・男女共同参画広報紙「みいな」年4回発行 ・誰もがきりりセミナー2回実施(参加者延べ21人) ・男女共同参画フォーラムの実施(来場者378人)	A	「男女共同参画広報紙「みいな」では、市の子育て施策やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)、といった情報発信を行うことで、子育てにおける男女共同参画意識の啓発を図ることができました。 ・男女共同参画セミナー「誰もがきりりセミナー」では、男性の仕事中心の働き方、暮らし方を見直し、家事・育児・介護等にも積極的に役割を果たす意識改革を進めることで、固定的な性別役割分担意識について考える機会を設けることができました。 ・男女共同参画フォーラムでは、自分らしい生き方について考えることのできる場となりました。	平成27年10月に実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」の結果では、「男女が共に仕事と家庭の両立をしていくために必要な条件」について、「女性が働くことや男性が家事育児を行うことに対し、周囲の理解と協力があること」が61.3%で最も高くなっています。今後も男女共同参画の意識啓発を行い、周囲の理解と協力環境を醸成していく必要があります。
23	那須塩原市青少年育成市民会議活動	青少年の健全育成は、家庭、地域社会、学校、行政などがそれぞれの責任と役割を自覚し、「子どもは地域の宝」を合言葉に相互に連携を図りながら取り組むことが重要であるとともに、市民一人ひとりが青少年健全育成への関心を高め、身近な青少年健全育成活動に参加することが必要です。市内の各青少年関係機関や団体は、それぞれの目的達成のために活動していますが、青少年健全育成というテーマは非常に幅が広く、単一の機関や団体の活動だけでは解決できない問題も多いことから、連携を取り合い、青少年健全育成を進めていきます。	・親子遊び体験活動及び「家庭の日」PR活動の実施 ・子どもフェスタの実施	推進に努める	生涯学習課	・西那須野産業文化祭・なすしおばらまなび博覧会において、親子遊び体験活動や「家庭の日」PR活動を実施 ・子どもフェスタの実施	・西那須野産業文化祭・なすしおばらまなび博覧会において、親子遊び体験活動や「家庭の日」PR活動を実施 ・子どもフェスタの実施 来場者数 933人	A	親子遊び体験活動や「家庭の日」PR活動を実施することにより、子どもたちの健全育成が図られています。また、関係機関・団体との連携を図り、子どもフェスタを実施することができました。	・関係機関・団体との連携を強化し、健全育成活動を推進します。 ・子どもフェスタの来場者を増やすため、周知方法の工夫や体験イベントを充実します。
24	《新規》保育士就職支援講座	保育士資格を有するが就労していない保育士(いわゆる潜在保育士)の保育職場への復帰を支援する研修(座学研修・保育実習・就職支援)を実施します。	・保育士就職支援講座の実施	継続実施	保育課	実施 H27.10 内容 座学研修&実地研修 参加者 8人	栃木県社会福祉協議会の栃木県保育士・保育所支援センターとの共催で潜在保育士の再就職支援講座や保育士就職フェアを実施。	B	潜在保育士の確保につながりました。	継続実施。
25	保育の質の向上のための研修事業	保育園等に従事している職員の質の向上のための研修を実施します。	・保育士等の研修会実施	継続実施	保育課	実施研修内容:普通救命講座、発達支援コーディネーター研修、アレルギー研修、危機対策研修、虐待研修	実施研修内容:普通救命講習、発達支援コーディネーター研修会、感染症対策研修、アレルギー研修、保育園職員等研修、発達支援講演会	A	保育士の専門知識や技術習得に寄与し、資質の向上につながりました。	継続実施。保育の質の向上を図るため、保育士等への研修を引き続き実施します。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な施策	今後の方向性・目標等	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成果	課題・今後の取組
26	《新規》教育・保育施設等及び地域子育て支援事業の従事者養成研修事業	市が認可する地域型保育事業者で働く保育従事者、一時預かりやファミリーサポートセンター等で従事する職員に対して、事業に従事するために必要な研修を実施します。	・各種研修の実施	継続実施	子育て支援課	新制度施行にむけて、栃木県で「子育て支援員」講座が実施されました。	栃木県が主体となって「子育て支援員」講座を実施。市は、関係機関へ周知を図ります。	A	子育て支援員研修の受講により、各事業所の保育の質の向上につながりました。	子育て支援員の講座は、今後も県が主体となって実施される予定ですが、年1回の実施のため、関係者への周知を図ります。

基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な施策	今後の方向性・目標等	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成果	課題・今後の取組
27	要保護児童対策地域協議会(児童虐待対応に関する事業) 【子ども・子育て支援事業】	児童虐待の禁止・予防・早期発見・早期対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成されるよう保護時王対策地域協議会を設置し、関係機関が連携を図りながら児童虐待防止対策を推進し強化します。	・要保護児童に対する支援の実施と実施状況の把握 ・関係機関との連絡調整 ・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の開催 ・資質向上のための研修会の開催 ・児童虐待防止の広報活動	継続実施	子育て支援課	・代表者会議 1回 ・実務者研修 1回 ・実務者定例会議 12回 ・ケースとしてあがった件数 175件 ・個別ケース検討会議 71件	・代表者会議 1回 ・実務者会議 12回 ・ケースとしてあがった件数 174件 ・個別ケース検討会議 41回 ・実務担当者研修会 1回 ・市内の小中学生に相談カードを配布	A	関係機関が連携することで、支援の必要な児童、保護者が早期に発見でき、その後、適切な支援を継続的に行うことで、虐待の未然防止につながっています。	要支援児童・家庭への早期対応の必要性と内容の複雑化・重篤化により、それぞれのケースを継続的に、きめ細かに支援をしていくこと、また、養護ケースの終結の見極めが引き続き課題であり、それを念頭におき今後も継続していきます。
28	育児支援家庭訪問事業 【子ども・子育て支援事業】	核家族化、地域社会の希薄化が進み、育児に不安やストレスを感じたり、家庭環境に問題を抱え養育機能の低下している親は不安と孤立の中で子どもに暴力を振るったり、子育てを放棄してしまうことがあります。通所型の支援では限界があるため、専門家による側面的・継続的・柔軟性のある訪問型の支援が必要となってきます。出産間もない時期から訪問支援することで、養育環境の把握とともに、養育困難な家族に対し、具体的な育児指導や個々が抱える諸問題への支援が図れます。また、新生児・産婦訪問、乳幼児家庭訪問、乳児家庭全戸訪問との連携により早期に対応することができます。	・養育支援訪問事業 ・保健師、家庭相談員による家庭訪問の実施	量の見込み(訪問実家庭数) H28 650件 H31 650件	子育て支援課 健康増進課	訪問支援者 ・家庭相談員 5人 ・保健師 17人 訪問家庭数 502件	訪問支援者 ・家庭相談員 6人 ・保健師 18人 訪問家庭数 518件	A	(子育て支援課) 家庭相談員が1人増となり、より細やかな支援を行うことができました。保健センターとの同行訪問で育児支援を実施することにより、育児不安を軽減することができています。 (健康増進課) 若年の妊婦、望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭、親のメンタルに問題がある家庭、虐待のリスクが認められる家庭など、育児支援が必要な家庭を訪問しています。	(子育て支援課) 支援を必要とする家庭の増加と、問題の多様化にきめ細かに対応していくために、関係機関との連携を密にしています。 (健康増進課) 養育支援が必要な家庭の増加と、問題の多様化により、今後もきめ細やかに対応するためには、支援者の量的・質的充実が必要です。
29	児童虐待に関する相談体制の充実	児童虐待に関する通告・相談先は、児童相談所、福祉事務所、市町村となっています。保育園や幼稚園、学校や保健センターなどの関係機関での虐待発見や相談についても関係機関に連絡することになっており、虐待への対応は、早期発見・早期対応が非常に重要となっています。本市においても児童虐待に関する相談が増加しており、早期対応に努めています。家庭児童相談員をはじめとする関係機関職員の虐待に関する資質の向上を図り、その相談体制の充実に努めています。	・児童虐待に関する相談体制の充実 ・関係機関との連絡調整 ・虐待に関する資質向上のための職員研修の受講	継続実施	子育て支援課 健康増進課	(子育て支援課) ・家庭相談員 5人 (健康増進課) ・乳児全戸訪問事業 1,038人 ・乳幼児健診 4か月児健診 1,054人 10か月児健診 985人 1.6歳児健診 989人 2歳児歯科検診 1,006人 3歳児健診 1,021人 ・育児相談 1,598人	(子育て支援課) 家庭相談員 6人 (健康増進課) ・乳児全戸訪問事業 943人 ・乳幼児健診 4か月児健診 964人 10か月児健診 991人 1.6歳児健診 981人 2歳児歯科検診 920人 3歳児健診 955人 ・育児相談 1,608人	A	(子育て支援課) 相談体制の強化を図るため、家庭相談員を1人増員し、6人体制となりました。関係機関との連絡や情報交換を適切に行うことで、早期発見・早期対応につながっています。 (健康増進課) ・健診受診率は9割強と高い事業です。 ・健診等の相談では、子供の成長発達・育児に関する相談の他、母親の心の問題、夫婦間の問題など、相談内容が多岐にわたっており、子育て期の母親等、保護者にとって必要性の高い事業です。 ・乳児家庭全戸訪問事業では、母子保健推進員への研修を行い、新たにファーストブックも手渡しよりスムーズに訪問できるよう工夫し、充実した訪問が実施できています。	(子育て支援課) 児童虐待に関する相談にきめ細かな対応をしていくため、虐待に関する知識を高め資質の向上を図るとともに、更に関係機関との連携を図っていきます。 (健康増進課) ・社会背景、家族背景、生育歴等から育児上問題を抱える母親の増加が目立ち、支援・見守りが必要な家庭が増加しています。 ・プライバシーに配慮した相談しやすい環境づくりが必要です。 ・健診未受診児に対して、家庭訪問や関係機関との連携により支援を継続していきます。 ・母子保健関係機関連携会議を開催し、連携の充実強化を図っていきます。
30	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	相談件数は増加傾向にあり、仕事や生活の関する相談のほか、子育てや子どもの進学に関する悩みなど、その内容は多様化しています。母子・父子自立相談員を配置し相談業務を行っていますが、相談内容に応じてハローワークや社会福祉協議会などの関係機関と連携を図っています。	・ハローワーク、社会福祉協議会、社会福祉課、母子父子自立支援員担当課で構成される各種就労自立促進協議会等に積極的に参加し、連携を図ります。	継続実施	子育て支援課	母子父子自立支援員兼婦人相談員数 2人	母子・父子自立支援員兼婦人相談員数 3人	B	相談体制の強化を図るため、平成28年度から母子・父子自立支援員を1人増員し、3人体制となりました。	母子・父子自立支援員を増員して対応しているが、相談内容が多様化、複雑化していることに伴い、関係機関と連携しての支援や、継続的支援が必要なケースが増加している。相談体制の強化を図るにはスーパーバイザーの役割を担う人的配置が必要です。
31	ひとり親家庭に対する生活支援	ひとり親家庭の父または母の自立を促進するため、ハローワークなどと連携して、求職活動の相談や就職セミナーの斡旋などの就労支援を行っています。また、職業能力の向上を図るため、教育訓練の受講の際に必要な入学金や受講料の一部を補助し、ひとり親家庭の父または母の経済的自立を支援しています。	・母子父子自立支援プログラム策定事業の実施 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業の実施 ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施	H31目標 支援制度利用者数 6人	子育て支援課	・母子父子自立支援プログラム策定事業就労支援者数 21人 ・高等職業訓練促進給付金新規申請者数 4人 ・自立支援教育訓練給付金新規申請者数 0人	・母子父子自立支援プログラム策定事業就労支援者数 11人 ・高等職業訓練促進給付金新規申請者数 6人 ・自立支援教育訓練給付金新規申請者数 1人	B	母子父子自立支援プログラム策定事業については、11名の就労支援を行い、自立に向けての支援を行った。高等職業訓練促進給付金事業については、3名が養成機関の修業を終え、取得した資格を生かして就労することができ、自立につながった。	ひとり親家庭の母及び父に対する生活支援・就労支援事業の周知徹底及び関係機関との更なる連携強化が必要。児童扶養手当現況届受付時などに制度のPRを行うなど、効果のある周知方法を模索しながら、周知の徹底を図る。
32	ひとり親家庭に対する経済的支援	ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、児童扶養手当の支給や、母子・寡婦・父子福祉給付金などについての相談を行っています。また、ひとり親家庭に対し、通院や入院をした時の保険診療の自己負担額分の助成を行っています。(ひとり親家庭医療費助成制度)	・ひとり親家庭の保護者に対して児童扶養手当を支給する。 ・ひとり親家庭の子どもと保護者に対して、医療機関等を受診した際の保険診療の自己負担分を助成する。	継続実施	子育て支援課	児童扶養手当 支給資格者 1,261人 手当支給額 545,749,030円 ひとり親家庭医療費 助成対象者 3,671人 助成件数 19,827件 助成額 49,119,530円	児童扶養手当 支給資格者 1,349人 手当支給額 558,746,650円 ひとり親家庭医療費助成 助成件数 20,596件 助成額 50,730,960円	A	ひとり親家庭医療費助成は家庭の経済的負担を軽減しており、児童扶養手当とともに、安定した生活を送るための助けとなっています。	今後も取組を継続します。
33	放課後児童クラブにおける支援児の受け入れ	保護者が就労などにより居間家庭にいない児童を対象に、放課後における遊びと生活の場として放課後児童クラブを設置し、保護者などの団体に運営を委託しています。支援児の受け入れに関しては、指導員の研修や委託料や補助金の加算により、受け入れ体制の整備を図っています。	・支援員等の加配 ・支援員等の研修の実施 ・公設クラブを対象とした巡回指導	H31目標 受入可能クラブ 37か所(全クラブ)	保育課	受け入れ可能クラブ 37か所(1クラブ休止)	受け入れ可能クラブ 39か所(全クラブ)	A	支援の必要な児童の受け入れを実施することにより、児童の健全育成とともに、保護者の子育て支援と就労支援ができました。	支援児の受け入れは継続して行います。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な施策	今後の方向性・目標等	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成果	課題・今後の取組
34	子育て支援の総合的な対応力の強化	乳幼児期における健康や発達状態の把握、疾病の早期発見や障害に関する相談窓口の充実、子育て関係機関の連携を強化し、子育て支援の総合的な展開を図ってまいります。また、成長段階や年齢に応じた各種健診や相談体制の充実に努めています。心身に重度の障害がある場合、通院及び入院をした時の保険診療の自己負担額分の助成を行っています。(重度心身障害者医療費助成制度)	・心身に重度の障害がある方が医療機関等を受診した際の保険診療の自己負担分を助成する。 ・発達支援システムの構築(出生から20歳までの切れ目のない一貫した発達支援システム) ・各関係機関との連携による支援	継続実施	子育て支援課 健康増進課	(子育て支援課) ・重度心身障害者医療費助成 助成件数 30,715件 (子ども以外の利用も含む) ・発達支援システムの構築 (健康増進課) 支援児連携施設数 31施設	(子育て支援課) ・重度心身障害者医療費助成 助成件数 32,479件 助成金額 142,199,940円 (子ども以外の利用も含む) ・平成28年度発達支援システム 参加同意者38名 (健康増進課) 支援児連携施設数 30施設	A	(子育て支援課) ・重度心身障害者医療費助成は、医療費の一部を助成することで、重度心身障害者の経済的負担を軽減し、必要な時に安心して受診することができます。 また、発達支援システムは母子保健、障害福祉、医療・教育機関、教育委員会、労働等の関係機関が連携を図り、共通の視点に立って子どもと保護者、家族を支えるために子どものライフステージに応じた総合的な支援を、継続的かつ計画的に提供できます。 (健康増進課) 子どもの特性にあった支援が継続的に行えるよう、関係機関と連携し対応することができています。	(子育て支援課) 重度心身障害者医療費助成は、今後も取組を継続します。 発達支援システムの普及を図るとともに、発達支援システムの同意者に対して、支援検討会議・連携支援会議を実施する等事業の充実に努めます。平成30年度においては、発達支援システムを見直し、発達支援システムにおける事業の充実、推進を図ります。 (健康増進課) 「発達障害児」と診断される子どもが増加しています。関係機関と連携し、一貫した切れ目のない支援が必要です。 今後も関係機関との連携を強化し、子どもの特性にあった支援を行います。
35	地域のリハビリテーション体制の充実	障害のある子どものリハビリテーションについて、障害の有無にかかわらず、地域の児童とともに関わる場を設け、その中で療育の問題を解決していくリハビリテーション体制の確立を進めています。	・各地区、施設で行っている支援内容の情報の把握、周知 ・幼稚園や保育園、子育て相談センターでの個別支援の実施 ・各関係機関と連携して支援	継続実施	子育て支援課 健康増進課	(子育て支援課) 継続して実施 (健康増進課) ケア会議 連絡会議	(子育て支援課) サロンや個別・少人数でのグループ遊びの中で、一人ひとりに応じた支援と保護者に対する支援を行いました。 (健康増進課) ケア会議 連絡会議	A	(子育て支援課) 障害の有無にかかわらず、地域の子どもたちとの関わりながら、一人ひとりに応じた効果的な支援と、保護者に対する支援が提供できました。 (健康増進課) 在宅で生活するリハビリテーションが必要な子どもが居る家庭に、訪問等の支援を行い、適切な情報を提供しています。	(子育て支援課) 何らかの形で支援を必要とする子どもの増加に伴い、支援を提供する側の資質の向上が課題です。関係機関との連携を図り、情報の把握や周知をしていきます。 (健康増進課) 子どもの健やかな成長発達を支援し、子どもの特性に合わせ、適時適切に、児への対応や生活支援をしていく必要があります。
36	在宅福祉サービスの充実	障害のある子どもが地域の中で尊厳を持ち、安心して生活していく上で必要なサービスや、家族の負担軽減を図ることができるサービスを提供できるよう、障害児通所支援、短期入所といった在宅福祉サービスの一層の充実を図っています。	・居宅介護(ホームヘルプ) ・短期入所(ショートステイ) ・障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス)	継続実施	社会福祉課	支給決定者数 ホームヘルプサービス 6人 デイサービス 186人 短期入所 22人	支給決定者数 ・居宅介護(ホームヘルプ) 6人 ・短期入所(ショートステイ) 31人 ・障害児通所支援(児童発達支援 84人、放課後等デイサービス148人)232人	B	居宅介護や短期入所、障害児通所支援を利用しながら、自宅を生活拠点とし、地域の中で安心して生活することができるようになりました。また、在宅生活を支える家族の負担軽減にもつながっています。	障害児通所支援施設の利用や短期入所の利用が伸びています。 在宅支援型の福祉サービスに対する需要はあるものの、生活サイクルに適した利用しやすい制度としていくことが課題となっています。

基本方針3 母子保健事業の充実

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な施策	今後の方向性・目標等	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成果	課題・今後の取組
37	乳幼児訪問指導の充実【子ども・子育て支援事業】	子育て中の親は、地域の中で孤立が進み、育児の不安や悩み、産後うつや、育児の負担感や虐待の問題など、多様な問題を抱えやすい状況にあります。適時、適切に栄養、環境、疾病予防、母親のメンタルヘルスなどを含め、新生児期から訪問相談による育児支援を行い、母子の愛着形成や、虐待防止の活動を進めています。 ・新生児産婦訪問指導事業(助産師訪問) 対象…新生児のいる世帯 ・乳幼児家庭訪問事業(保健師訪問) 対象…要支援児、健診未受診児等のいる世帯 ・乳児家庭全戸訪問事業(母子保健推進員訪問) 対象…生後3か月までの乳児のいる世帯	・新生児産婦訪問指導事業 ・乳幼児家庭訪問事業 ・乳児家庭全戸訪問事業	継続実施  ※乳児家庭全戸訪問事業(訪問件数)量の見込み H28 945件 H31 897件	健康増進課	新生児産婦訪問 127件 乳幼児家庭訪問 814件 乳児家庭全戸訪問事業 1,038件	新生児産婦訪問 116件 乳幼児家庭訪問 821件 乳児家庭全戸訪問事業 943件	A	乳児家庭全戸訪問事業では、母子保健推進員への研修を行い、よりスムーズに訪問できるよう支援し、充実した訪問が実施できています。	・社会背景、家族背景、生育歴等から育児上問題を抱える母親の増加が目立ち、支援・見守りが必要な家庭が増加しています。 ・新たに母子保健関係機関連携会議を開催し、連携の充実強化を図ってまいります。
38	妊産婦の健康支援【子ども・子育て支援事業】	不安定な状況の妊婦に対する支援のため、関係機関との連携強化が必要です。妊娠期からのきめ細かな支援による愛着の感情や母性、父性を育てることが課題になっています。母子健康手帳により母子の健康状態を一貫して記録し、安心安全な妊娠出産ができるよう支援しています。また、妊娠期から経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査助成回数を14回にして受診を促しています。また、妊娠中の医療費に対しては妊産婦医療費助成事業により母体・胎児の健康確保を図っています。妊娠中の学習として母親学級を実施し、正しい知識の普及、母性意識や育児力形成を促進するとともに、父親の参加を促し父性に対する支援をしています。 ・妊娠届、母子健康手帳交付、交付時妊婦保健指導、妊婦アンケート ・妊婦健康診査助成事業、妊産婦医療費助成事業 ・母親学級	・妊娠届 母子健康手帳交付 交付時妊婦保健指導 妊婦アンケート 父子手帳の配布 ・妊婦健康診査助成事業 妊産婦医療費助成事業 ・母親学級	継続実施  ※妊婦健康診査(延健診回数)量の見込み H28 14,000人回 H31 14,000人回	健康増進課	妊娠届 1,036件 母親学級参加延人数 149人 妊婦健康診査受診延回数 12,536件	妊娠届 940件 母親学級参加延人数 166人 妊婦健康診査受診延回数 11,354件	A	妊婦健康相談、妊婦健康診査費及び医療費の助成等により、安心安全な妊娠出産の確保に効果を上げています。	・生活背景や家族背景が不安定な状況の妊婦が増加しています。 ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をさらに充実していく必要があります。
39	乳幼児健康診査の充実	乳幼児の健やかな成長のために、健康診査や相談指導を通じ、疾病や異常の早期発見とともに保健指導及び育児支援に努めています。また、健康診査は、養育不良、被虐待児の早期発見、育児不安のある母親、育児支援が必要な親子に対して早期支援が可能であり、重要性が増しています。また、子育ての過程において、親が発する育てにくさのサインに気づき、関連機関と連携し、親子への適切な支援ができるよう努めています。生涯にわたる健康習慣を身に付けるため、保護者、家族に対し学習を実施しています。 ・4か月健康診査、10か月健康診査、1歳6か月健康診査、2歳児歯科検診、3歳時健康診査、5歳児発達相談、先天性股関節脱臼検診	・4か月健康診査 ・10か月健康診査 ・1歳6か月健康診査 ・2歳児歯科検診 ・3歳児健康診査 ・先天性股関節脱臼検診	継続実施	健康増進課	健診受診率 4か月児 97.9% 10か月児 96.4% 1歳6か月児 93.8% 2歳児歯科検診 95.6% 3歳児 95.8%	健診受診率 4か月児 97.6% 10か月児 96.8% 1歳6か月児 96.6% 2歳児歯科検診 93.3% 3歳児 95.8%	A	健診受診率は9割超と高い事業です。健診時の相談では、子供の成長発達・育児に関する相談の他、母親の心の問題、夫婦間の問題など、相談内容が多岐にわたっており、子育て期の母親等、保護者にとって必要性の高い事業です。	プライバシーに配慮した相談しやすい環境づくりが必要です。 健診未受診児に対して、家庭訪問や関係機関との連携により支援を継続していきます。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な施策	今後の方向性・目標等	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成果	課題・今後の取組
40	乳幼児・母子の健康相談支援	妊娠中及び育児期の親等が必要に応じて電話相談や健康相談、専門的な相談ができるよう相談しやすい体制づくりをしています。 ・乳幼児健康診断、電話相談 ・乳幼児運動発達相談 ・乳幼児精神発達相談	・育児相談 ・乳幼児運動発達相談 ・乳幼児精神発達相談 ・電話相談	継続実施	健康増進課	相談件数 3,490件 (内訳) 電話相談 1,620件 育児相談 1,598件 発達相談 272件	相談件数 3,439件 (内訳) 電話相談 1,566件 育児相談 1,608件 発達相談 265件	A	子どもの発育・発達(運動面・精神面)に関する相談に限らず、母親の精神面を含めた相談があり、複雑で多様な相談内容への支援を実施しています。	多様な相談に適切に応じられるようスタッフ等相談体制の充実強化を図り、相談しやすい体制づくりを図ります。
41	歯科保健の充実	乳幼児の歯科検診と歯科保健指導、学童期のフッ化物塗布、子育て世代への歯科保健指導を実施し、う歯予防と歯周疾患予防に努めています。 ・10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科検診、3歳児健康診査 ・三歳児よい歯のコンクール ・フッ化塗布(小学校1～3年) ・30・35歳節目健診	・10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科検診、3歳児健康診査 ・三歳児よい歯のコンクール ・フッ化物塗布(小学校1～3年) ・母親学級 ・30・35歳節目健診	継続実施 に努めています。	健康増進課	う歯のある児の割合 1. 6歳 1.1% 2歳 3.7% 3歳 14.0%	う歯のある児の割合 1. 6歳 1.2% 2歳 3.6% 3歳 12.5%	A	母親学級に歯科衛生士を配置し、妊娠期からの歯科保健対策の体制が整いました。	妊娠期から子育て期にわたる歯科保健対策の更なる充実を図る必要があります。 学校と歯科医師会と連絡調整しフッ化物塗布をフッ化物洗口に移行します。
42	乳幼児の事故防止	事業内容 (計画書より)1歳から9歳までの子どもの死亡原因は不慮の事故が1位であり、子どもの発達と密接な関連があるため、保護者が子どもの発達を正しく理解し、的確に事故防止ができるように支援しています。 ・乳児家庭全戸訪問により、乳幼児の事故防止の冊子を配布し事故防止の普及推進 ・乳幼児健康診査の際に事故防止の指導 ・乳幼児事故防止啓発運動(4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査) ・SIDS(乳幼児突然死症候群)予防対策周知徹底	・乳児家庭全戸訪問事業 ・母子保健推進員による事故防止啓発活動	継続実施	健康増進課	乳児家庭全戸訪問 1,038件 事故防止活動 4か月児健診時 26回1,032人 1歳6か月児健診時 25回928人	乳児家庭全戸訪問 943件 事故防止活動 4か月児健診時 26回964人 1歳6か月児健診時 27回981人	A	健診時に発達に合わせた事故防止活動が来ています。 乳幼児健診の間診票に各年齢に合わせた事故防止に関する項目を取り入れることにより、親への注意喚起を促します。	1歳から19歳までの子どもの死亡原因は、不慮の事故が1位、2位と上位を占めています。子どもの事故は誰でも可能性があり、保護者の少しの気配りで予防できる可能性があるため、事故防止に関する実践力を養っていく必要があります。
43	思春期保健事業	思春期における身体発育や性機能の発達等に関する正しい知識の普及を図り、健康的で豊かな人間性と社会性を持った行動がとれるよう思春期保健教育を推進しています。 生涯にわたる健康的な生活習慣の獲得のため、喫煙・飲酒・薬物乱用等について正しい情報の提供の推進を図っています。	・思春期教育(市内中学校、高等学校を対象とした健康教育)	継続実施	健康増進課	思春期教育 市内中学校10校で実施	思春期教育 市内中学校10校で実施	A	学校保健と連携し、子どもの実情に合わせた思春期保健事業が実施できています。	生活背景が不安定な家庭の増加、情報の氾濫、性行動の低年齢化等、思春期の子どもを取り巻く社会環境が悪化している現状です。 子どもたちが健全に成長できるよう、関係機関と連携し支援していきます。
44	食育の推進事業	乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野をはじめとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から大人まで、食に関する学習の機会や情報の提供を実施しています。 学校行事の中や特別活動の中で食に関する指導や給食に対する食事内容等の情報提供を実施しています。	・乳幼児健診、健康相談 ・30・35歳節目健診後健康教育 ・食生活改善推進員活動	継続実施	健康増進課	食育推進事業 323回 10,592人 内訳 健康教育 152回 5,525人 健康相談 171回 5,067人	食育推進事業 384回 11,631人 内訳 健康教育 161回 5,674人 健康相談 223回 5,957人	A	・管理栄養士による30・35歳節目健診時の個々の食事摂取状況に応じたアドバイス等や食生活改善推進員による地域での生活習慣病予防に重点を置いた実践活動が幅広く行われています。 ・若い世代の朝食欠食(週0～1回朝食摂取をする者)は減少傾向にあります。	朝食欠食する者は減少していますが、同時に毎日朝食を食べる者の減少や食事バランスの乱れが見られます。 これまでの活動に加え、健康関心の薄い層に対する他の組織と連携した活動が必要です。
45	母子保健推進員・食生活改善推進員の育成	地域の中で子育てする親を孤立させないよう、身近なところでの相談役として母子保健推進員を育成します。 また、子どもの食習慣はその後の健康の基礎となることから、地域の健康づくりの担い手として、生活に密着した活動を行う食生活推進員を育成しています。 各推進員共に、研修会を行い、知識・技術の習得を図り、資質の向上に努めています。 ・母子保健推進員の活動(乳児家庭全戸訪問事業・乳幼児事故防止啓発活動・子育て支援活動等) ・食生活推進員の活動(乳幼児の親を対象とした食育教室・小学生を対象としたおやこの食育教室)	・母子保健推進員協議会(乳児家庭全戸訪問事業・乳幼児事故防止啓発活動・子育て支援活動等) ・食生活改善推進員育成事業(研修会、活動支援)、食生活改善推進員養成講座	継続実施	健康増進課	・母子保健推進員 77人 研修会 7回 地区学習会10回 ・食生活改善推進員 87人 研修会 13回 養成講座 6回 活動支援 50講座開催分	・母子保健推進員 77人 研修会 6回 地区学習会11回 ・食生活改善推進員 81人 研修会 14回 養成講座 5回 活動支援 88講座開催分	A	・地域で安心して子育てが出来るよう、地区組織を育成しています。 ・地域において各ライフステージに応じて生活習慣病予防に重点を置いた一貫性のある食育活動を実施できています。「人が多く集まる場所への訪問型」の活動を様々な機関と横のつながりを持ちながら展開し、健康に関心の薄い層へのアプローチを行っています。	・地域で安心して子育てしていけるよう支援するために、母子保健推進員、食生活改善推進員の資質の向上を図っていく必要があります。 ・健康に無関心な層へのアプローチを継続するため、食生活改善推進員の増員を図るとともに、積極的に他機関と連携することが必要です。
46	小児救急医療	小児医療体制は、安心して子供を産み、育てるための基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、都道府県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、基盤整理に取り組んでいます。	・那須塩原市・大田原市・那須町が負担金を那須地区広域行政事務組合に納めて医療の確保を行っている。	継続実施	健康増進課	休日在宅当番医制度 3地区 那須地区夜間急患診療所 1か所 小児救急拠点病院 2病院	休日在宅当番医制度 3地区 那須地区夜間急患診療所 1か所 小児救急拠点病院 2病院	A	昨年度までの体制を維持しています。	今後も継続して小児医療の充実・確保に取り組む必要があります。
47	周産期医療	妊婦健康診査の充実と、妊産婦医療費助成により、早産児、低出生体重児、未熟児出生の減少を図っています。 県の周産期医療システムのもと、各周産期医療機関との連携強化に取り組んでいます。低体重出生児の届出の受理、未熟児養育医療の給付、養育支援連絡票等により、医療機関との連携に基づく出生後早期の支援に努めています。 ・妊娠届の早期提出や妊婦健診審査受診の徹底、母性健康管理指導事項連絡カードの周知 ・総合周産期母子医療センター、地域周産期医療機関等との連携 ・養育医療の給付 ・低体重出生児の届出の受理	・養育医療の給付	継続実施	健康増進課	関係機関との連携・会議の実施 妊婦健康相談の実施 養育医療の給付人数 31人	関係機関との連携・会議の実施 妊婦健康相談の実施 養育医療の給付人数 27人	A	各周産期医療機関等との連携により、早期の支援を実施しています。	今後も関係機関と連携し支援を実施していきます。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な施策	今後の方向性・目標等	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成果	課題・今後の取組
48	子ども医療費助成制度	子どもの疾病の早期発見と治療の促進及び子育て家庭への経済的支援をするために、平成25年度から18歳(高校3年生)までの子どもの保護者に対して、通院や入院をした時の保険診療の自己負担分を助成しています。また、3歳未満の子どもに加え、3歳～6歳までの未就学児に対しても、平成22年度から窓口で保険診療自己負担分を支払わずに受診ができる、現物給付を行っています。	・0から18歳までの子どもの保護者に対して、医療機関等を受診した際の保険診療の自己負担分を助成する。	継続実施	子育て支援課	助成件数 178,089件	助成件数 188,375件 助成額 330,413,035円	A	医療費にかかる保護者の経済的負担を軽減することで、早期受診による疾病の早期発見・治療につながっています。	今後も取組を継続します。
49	妊産婦医療費助成事業	妊産婦の疾病の早期発見と治療の促進のために、妊娠の届出をした月の初日から出産(流産及び死産を含む)した日の翌月の末日までに通院や入院をした時の保険診療自己負担分の医療費を助成する制度です。	・妊産婦に対して、医療機関等を受診した際の保険診療の自己負担分を助成する。	継続実施	子育て支援課	助成件数 7,693件	助成件数 7,177件 助成額 33,176,410円	A	医療費にかかる妊産婦の経済的負担を軽減することで、早期受診による疾病の早期発見・治療を促進し、母子の健康に寄与することができました。	今後も取組を継続します。
50	予防接種事業	予防接種法に基づき、関係機関と連携をしながら、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供を行います。 ・定期予防接種の実施 ・予防接種等に関する情報提供 ・未接種者に対する接種勧奨の実施 また、予防接種法に基づかない法定外予防接種については、国の定期予防接種の動向を見ながら市単独の予防接種費助成事業を行います。	・定期予防接種の実施 ・予防接種等に関する情報提供 ・未接種者に対する接種勧奨の実施	継続実施	健康増進課	・定期予防接種の実施(4種混合、3種混合、ポリオ、ジフテリア・破傷風混合、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチン) ・法定外予防接種費助成の実施(おたふくかぜ、B型肝炎、成人の風しん)	・定期予防接種の実施(4種混合、3種混合、ポリオ、ジフテリア・破傷風混合、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、子宮頸がん予防ワクチン) ・法定外予防接種費助成の実施(おたふくかぜ、B型肝炎、成人の風しん)	A	予防接種法に基づき、施策の実施ができています。	接種機会を逸しがちな追加接種について、未接種者への勧奨等の対応に取り組みます。
51	不妊治療費助成制度	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に対しては、県の特定不妊治療助成事業により、治療の一部が助成されます。市では、県の助成額を超える分や、医療保険が適用されない不妊治療について助成を行い、経済的負担の軽減を図っています。不妊に関する医学的相談や不妊による心の悩みの相談等については、専門機関である「栃木県不妊専門相談センター」等の周知を図っています。	・不妊治療費助成	継続実施	健康増進課	不妊治療費助成 113件	不妊治療費助成 149件	A	不妊治療による経済的負担を軽減することにより、治療しやすい環境で治療を受けることができています。	晩婚化により、不妊に悩む夫婦が増加傾向にあり、治療費助成件数も年々増加傾向にあります。今後も、不妊に関する相談や治療費助成事業等の周知徹底を図ります。

基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な施策	今後の方向性・目標等	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成果	課題・今後の取組
52	企業への意識啓発	労働者の働き方の見直しを推進するためには、まず企業が子育てしやすい職場環境の整備をする必要があります。事業所内保育施設の整備や育児休暇等の取得、子育て期間中の短時間勤務など、子育てしやすい職場環境の整備推進の呼びかけや広報啓発を行っています。	・左記内容を実施	継続実施	商工観光課	啓発用ポスター等の庁舎内掲示	子育てしやすい職場環境の整備推進に関するポスター、パンフレットの窓口設置をするとともに、広報啓発を1回行いました。	B	ポスター等の掲示のみのため、未把握。	市民の目に触れる機会の多い広報への掲載を強化することで、企業への意識啓発に力を入れます。
53	労働者への意識啓発	労働者の働き方の見直しを推進するためには、環境を整備するだけでなく、個々の労働者の意識啓発を推進する必要があります。そのために、育児休暇や介護休暇などの取得を促す呼びかけや広報活動を行うとともに、男性が子育てに関わる必要性を伝えていきます。	・左記内容を実施	継続実施	商工観光課	啓発用ポスター等の庁舎掲示	労働者の働きやすい環境整備、労働者の意識啓発を促すポスター、パンフレットの窓口設置をした。	B	ポスター等の掲示のみのため、未把握。	市民の目に触れる機会の多い広報への掲載を強化することで、労働者への意識啓発に力を入れる。広報で記事を読むことで、意識改善に繋がれると考えます。
54	企業における両立支援	男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働時間の短縮など、労働条件の改善について、国、県等と連動し事業主等への要請を図っていきます。	・男女共同参画推進事業者表彰 ・啓発用ポスター等の提示 ・母性健康管理指導事項連絡カードの情報提供	継続実施	市民協働推進課 健康増進課 商工観光課	(市民協働推進課) 男女共同参画推進事業者表彰(4社) (健康増進課・商工観光課) 啓発用ポスター等の提示 母性健康管理指導事項連絡カードの情報提供	(市民協働推進課) 男女共同参画推進事業者表彰(2社) (健康増進課) 啓発用ポスター等の提示 母性健康管理指導事項連絡カードの情報提供 (商工観光課) 労働条件の改善についてのポスター、パンフレットの窓口設置をするとともに、広報啓発を1回行いました。	A	(市民協働推進課) 男女共同参画推進に積極的に取り組んでいる事業者を募集し、男女共同参画フォーラムにおいて2社を表彰し、企業におけるワーク・ライフ・バランスの普及を図りました。 (健康増進課) 市民に対して情報提供を継続して実施しています。 (商工観光課) ポスター等の掲示のみのため、未把握。	(市民協働推進課) 男女がともに子育てと仕事が両立できるようにするためには、育児休業制度を利用できる職場環境をつくることや、育児のために退職した職員をもとの会社で再雇用する制度を導入することなどが重要であるが、雇用形態によっては育児休業制度の利用が困難であったり、男性が育児休業制度を利用することに対して理解が少なかったりします。 イクボスなど企業・雇業者への意識啓発を行い、職場における理解や制度を整える必要があります。 (健康増進課) 妊娠・出産がきっかけで仕事をやめる母親や、就業形態を替える母親が見受けられます。今後も施策を継続して実施していきます。 (商工観光課) 市民の目に触れる機会の多い広報への掲載を強化することで、労働条件の改善に力を入れます。また、労働条件改善の第一段階として、企業が現在行っている、仕事と子育ての両立支援への具体的な施策を市が把握することが必要と考えられます。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な施策	今後の方向性・目標等	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成果	課題・今後の取組
55	《新規》子育て支援を推進している企業の優遇制度の検討	企業の子育て支援に取り組む意欲を高めることを目的として、子育てにやさしい活動を行っている企業を認定・表彰し、さらに認定・表彰された企業については、市の制度で優遇できるように関係課と調整に努めます。	・左記内容を実施	継続実施	子育て支援課	先進事例等について調査・研究	先進事例等について調査・研究	C	国や県の制度等を再確認	厚生労働大臣による認定制度(くるみん認定)や栃木県による「とちぎ働きやすい企業(従業員の子育てに積極的に配慮する企業)」の取組みなども踏まえ、関係各課と連携を図りながら、より効果的な制度について検討する必要があります。
56	地域における両立支援	仕事と子育ての両立を支援するため、生活の基盤である地域における子育て環境を整備していくものです。子育て支援に関わる多様な活動主体のネットワーク化やNPO・ボランティア団体との協働の仕組みづくり、地域における子育て支援に対する意識の高揚などを図っています。	・左記内容を実施	他の子育て支援施策と合わせて総合的に検討	子育て支援課	先進事例等について調査・研究	先進事例等について調査・研究	C	子育て支援に係るNPO・ボランティア団体の活動を確認	両立支援に限らず、様々な子育て支援に係る活動主体のネットワーク化について、総合的に検討していく必要があります。
57	家庭における両立支援	仕事と子育ての両立支援を推進する中で、最も重要な部分として夫婦間での子育てに対する意識改革が必要であり、様々なライフステージでお互いがバランスを取り合って子育てをしていくことが大切です。そのため、夫婦がお互いに協力して子育てをしていく環境を育むための広報活動を進めています。	・男女共同参画広報紙「みいな」等による広報・啓発 ・男女共同参画セミナーの開催	継続実施	市民協働推進課	・男女共同参画広報紙「みいな」年4回発行 ・誰もがきりりセミナー2回実施(参加者延べ34名)	・男女共同参画広報紙「みいな」年4回発行 ・誰もがきりりセミナー2回実施(参加者延べ21名)	A	・男女共同参画広報紙「みいな」では、市の子育て施策やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)、といった情報発信を行うことで、子育てにおける男女共同参画意識の啓発を図ることができました。 ・男女共同参画セミナー「誰もがきりりセミナー」では、家族で支え合える家事シェアのコツと題して開催し、夫婦がお互いに協力して家事・育児をしていく環境を育むための意識改革を図ることができました。	平成27年10月に実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」の結果では、「夫婦の役割分担」において、「どちらかといえば妻」と「主に妻」を合わせた「妻(計)」は、「食事のしたく」が82.9%で最も高く、次いで、「洗濯」が76.9%、「そうじ」が67.3%となっており、多くの役割分担が女性に偏っています。今後も、男女共同参画の意識啓発を行うとともに、男性にも家事・育児への参画を促す必要があります。
58	父親の育児参加促進	女性の社会進出が進み、今や、子どもを持つ女性の半分以上が就労していますが、男性の意識革命に伴わず、育児や家事が女性にとって大きな負担になっています。そこで、男女共同参画意識のさらなる高揚を図るとともに男性の家事や育児への参加促進を図るための啓発事業が必要です。保健センターで実施している母親学級を活用して、母親だけではなく父親の参加も呼びかけ、育児参加や育児のためのコミュニケーションを図る場を多く設ける事業展開を図っています。また、公民館事業として父親学級を開催するなど、広報等を通じて育児参加促進を図っています。 ・父子手帳の配布(母子健康手帳交付時) ・母親学級の中で、親になること、パパの妊婦体験等を実施	(市民協働推進課) ・男女共同参画広報紙「みいな」等による広報・啓発 ・男女共同参画セミナーの開催 (健康増進課) ・母親学級 ・父子手帳の配布 (生涯学習課) 母親学級の1回を担当し、父親の参加者が参加しやすいような講座内容にしてい	継続実施	市民協働推進課 健康増進課 生涯学習課	(市民協働推進課) 男女共同参画広報紙「みいな」年4回発行 誰もがきりりセミナー1回実施(参加者19人) (健康増進課) 母親学級の父親参加数 33人 (生涯学習課) 母親学級参加者(生涯学習課担当分) 延べ51人(うち父親9人)	(市民協働推進課) 男女共同参画広報紙「みいな」年4回発行 誰もがきりりセミナー2回実施(参加者21人) (健康増進課) 母親学級の父親参加数 40人 (生涯学習課) 母親学級参加者(生涯学習課担当分) 延べ59人(うち父親15人)	A	(市民協働推進課) ・男女共同参画広報紙「みいな」では、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)、といった情報発信を行うことで、子育てにおける男女共同参画意識の啓発を図ることができました。 ・男女共同参画セミナー「誰もがきりりセミナー」では、男性の仕事中心の働き方、暮らし方を見直し、家事・育児・介護等にも積極的に役割を果たす意識改革を進めることで、固定的な性別役割分担意識について考える機会を設けることができました。 (健康増進課) 母親学級や乳幼児健診に参加する父親が増えています。 育児に参加している父親も増加しています。 (生涯学習課) 今年度より参加したパートナーの方のグループをつくり、話し合いをしてもらいました。同じ立場のパートナー同士のため、話し合いが活発に行われ、自分たちでできることについて確認ができていました。	(市民協働推進課) 男女共同参画社会の実現には、女性だけではなく男性の理解・協力が不可欠ですが、男性の家事・育児への参加状況は決して高い水準にあるとはいえません。平成27年10月に実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」の結果では、「夫婦間での役割分担」において「子ども世話」「どちらかといえば妻」と「主に妻」を合わせた「妻(計)」の割合が5割を超えていました。今後も、男女共同参画の意識啓発を行うとともに、男性にも家事・育児への参画を促す必要があります。 (健康増進課) 父親の就業形態により、育児参加ができていない現状があります。 そのため、父親の協力体制が十分ではなく、仕事・家事・育児の負担感を抱えている母親は依然として多い現状です。 (生涯学習課) 母親学級への参加者が、回によって増減があり、親学習への参加者を増やしていくことが今後の課題です。親学習を実施する第3課用のチラシを作成し、第1課、第2課でPRをしています。

基本方針5 教育環境の整備

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な施策	今後の方向性・目標等	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成果	課題・今後の取組
59	子育てサポーターの養成・配置	女性の社会進出や核家族化、少子化が進んでいる今日、身近に子育ての相談相手が少ないことから、不安や負担を感じる親が増えていきます。このような親たちに対し、子育ての相談や情報提供の充実を図るため、子育て中の身近な相談相手として子育てサポーターとなる人材の発掘と養成を進めています。	・子育てサポーター養成講座の実施	継続実施	保育課	養成講座開催 2回 サポーター認定 20人	養成講座開催 2回 サポーター認定 15人	D	現在、ファミリーサポートセンターのサポート会員になるための研修を実施しており、それを受講すると子育てサポーターとしても認定されるという形で実施しています。	子育てサポーターとして活動の場がないため、今後は子育てサポーターを廃止し、ファミリーサポートセンターのサポート会員用講座として実施したい。
60	中高生の乳幼児ふれあい体験	中高生が赤ちゃんとふれあい、関わることは、他者に関する関心、共感能力を高め、赤ちゃんに対する愛着の感情を醸成することができます。現在、ボランティアサマースクールの一環として、毎年夏休み期間中に実施しています。	・社会福祉協議会主催のサマーボランティアへの協力	継続実施	保育課	公立保育園受入実績 中学生 40人、高校生 41人	公立保育園受入実績 a日程36名、b日程31名	A	異年齢の交流が、子どもたちの成長につながっています。	要望があれば継続実施。
61	確かな学力の向上	子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要です。そのため、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進しています。また、豊かな国際性と国際的に通用するコミュニケーション力を身に付けた児童生徒の育成を目指し、英語教育を推進しています。	・なすしおばら学び創造プロジェクトの実施	継続実施	学校教育課	・なすしおばら学び創造プロジェクトの実施(小学校4校、中学校3校) ・学習指導主任研修会の開催 ・ステップアップドリルの作成・実施 ・授業力向上委員による模範授業・学び創造プロジェクトへの参加 学校訪問の実施(小学校5校、中学校3校) ・学習指導主任研修会の開催 ・つまずき発見テスト・ステップアップドリルの作成・実施 ・授業力向上委員による模範授業・学校訪問の実施	・なすしおばら学び創造プロジェクトの実施(小学校4校、中学校3校) ・学習指導主任研修会の開催 ・ステップアップドリルの作成・実施 ・授業力向上委員による模範授業・学び創造プロジェクトへの参加	A	成果 教職員の授業観の変化、指導方法の工夫改善が見られました。	4年間で、すべての小・中学校で、プロジェクトを実施予定。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な施策	今後の方向性・目標等	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成果	課題・今後の取組
62	豊かな心の育成	豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取り組みを行っています。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図っています。	・社会体験活動(マイ・チャレンジ)の実施	継続実施	学校教育課	・社会体験活動(マイ・チャレンジ)の実施(補助金交付による支援) ・道徳の授業時数確保の指導 ・道徳の授業の実践についてのライブラリー化	・社会体験活動(マイ・チャレンジ)の実施(補助金交付による支援) ・道徳の授業時数確保の指導 ・道徳の授業の実践についてのライブラリー化	A	・各中学校では、生徒が働くことの楽しさや価値を見だしこれからの生活に生かしていく力を育成する要の活動として、社会体験活動を位置付けた指導・活動計画を作成し、実践しています。 ・道徳の授業についての指導方法等の工夫改善が見られました。	・引き続き、道徳的な実践力を養っていく必要があります。 ・地域等とさらなる連携をする視点を既存の指導・活動計画に組み入れる必要があります。
63	健やかな体の育成	子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに楽しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を図り、体育の授業を充実させています。また、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進により改善し、充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図っています。また、子どもの生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進しています。	・体力テストの集計による市の平均値の算出 ・体力向上計画の策定と評価・検証 ・体育主任研修会による体力向上に向けた取組の研修	継続実施	学校教育課	体育主任研修会、養護教諭研修会の実施	体育主任研修会、養護教諭研修会の実施	A	成果・体力向上計画について、各校の課題をもとに小中連携で学区の特徴を洗い出すまでに広がってきました。	・小学校低学年の体力が低い傾向から、幼保小の連携の中で課題の共有と解決策について共通理解の下取り組んでいきたい。 ・体力向上とともに保健教育に関しても意識付けが必要です。
64	信頼される学校づくり	学校教育がその機能を十分果たすためには、学校が保護者や地域社会に信頼されるのはもちろんのこと、何よりもその学校に在学する児童生徒に信頼されなければなりません。そのためには、児童生徒の実態や要望、保護者や教師の願いなどに基づき、各学校が何を重点的に取り組むのかを明確にし、学校組織としての取り組みや家庭・地域とも協働して取り組んでいく必要があります。このため、学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力や、学校評価の充実を図っています。	・学校評議員を委嘱し、意見を聴取し学校経営の参考とする。 ・外部アンケートを基にした学校の内部評価と学校関係者評価を実施する。	継続実施	学校教育課	・学校評議員会の開催(1校あたり年1～3回) ・学校評価の実施	・学校評議員会の開催(1校あたり年1～3回) ・学校評価の実施	A	・学校評議員の意見を学校経営に反映することができました。 ・学校評価の結果を、学校経営の参考とすることができました。	引き続き事業を実施していきます。
65	小学校と連携した幼児教育の充実	幼稚園や保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図ることにより、連続した教育活動の中で子どもたちのより良い成長を支援することができるようになります。現在、本市では、小学校の行事や授業参観に園児や保護者が参加したり、幼稚園、保育園の保育者と小学校教諭による話し合いの会を開催するなど、幼稚園、保育園及び学校が地域的な交流を進めています。	・幼保小連絡協議会による活動 ・栃木県幼児教育総合センター主催の幼保小連携事業への協力 ・教職員の相互理解 ・教育、保育の質の向上	継続実施	保育課 学校教育課	・幼保小相互職場体験研修の実施(6名) ・幼保小に係る講演会、公開保育等の各種研修会の実施 ・発達支援リレーシートの活用	・幼保小に係る講演会、公開保育等の各種研修会の実施 ・栃木県幼児教育総合センター主催の合同研修への参加 ・発達支援リレーシートの活用 ・保育要録の活用	A	幼保小連携事業により、相互に教諭が意見交換し、子どもの成長を知る機会となっています。	・教育支援関係の児童については、保護者の希望で発達支援リレーシートを用いた引継ぎを行っているが、該当する保護者全員がリレーシートを活用している訳ではなく、児童の情報がうまく引き継がれない場合もあります。 ・発達支援システムへのスムーズな移行ができるかが課題です。
66	幼児教育の充実	幼児教育の充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めることが必要です。栃木県においては、幼児教育のさらなる充実と振興を図るため、21世紀の本県教育の指針となる「とちぎ教育振興ビジョン」が策定されています。	・私立幼稚園就園奨励費事業	継続実施	保育課	就園奨励費実績 対象園児 1,223人 補助額 146,743,300円	就園奨励費実績 対象園児 989人 補助額 121,762,000円	A	幼児教育の普及が図られました。	継続実施
67	家庭教育の支援	家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもの成長や人格形成に大きく関わるものです。家庭教育は、親の責任のもと、日常生活の中で無意識的・意図的に行われる教育活動です。そのため、親の資質・教育力の向上が求められます。家庭教育の充実とは、次代を担う子どもたちの健全育成を図る上で欠かすことのできないものです。それを踏まえ、本市では、より多くの親への家庭教育支援を目指して、あらゆる機会をとらえて、家庭教育に関する学習の機会の提供を行っています。現在、本市では、幼稚園、保育園、小・中学校、教育委員会、公民館などが主催する各種家庭教育講座を実施しています。	(保育課) ・公民館の家庭教育講座との連携 (生涯学習課) ・生涯学習出前講座(行政編)において家庭教育に関する出前講座を行っている。また、各公民館での家庭教育に関する事業や関係機関と連携して幅広い場での家庭教育事業を展開する。	継続実施	保育課 生涯学習課	(保育課) 家庭教育講座実施園 2園 (生涯学習課) 教育講演会実施 575人参加 子育てセミナー実施 147人参加 母親学級(健康増進課実施)時の親学習 就学時健康診断時の親学習 市内小学校16校 出前講座 計8回 延べ336人	(保育課) 実施園4園、実施回数11回 (生涯学習課) 教育講演会実施 576人参加 母親学級(健康増進課実施)時の親学習 就学時健康診断時の親学習 市内小学校16校 出前講座 計8回 延べ279人	A	(保育課) 家庭教育の充実を図ります。 (生涯学習課) 就学時健康診断や出前講座における親学習では、多くの保護者に参加していただいた。少人数のグループで話をしてもらうことで、保護者からのふり返りで、多くの気づきがあったとの感想がありました。	(保育課) 継続実施 (生涯学習課) 就学時健康診断親学習で使用しているプログラムのエピソード内容が少し古くなっているとの指摘があります。保護者のニーズにあったエピソードへ少しずつ修正はしていますが、短時間で話が盛り上がるようなエピソードを作成することが今後の課題です。
68	家庭教育オピニオンリーダーの育成	子育て支援ボランティアとして、家庭教育オピニオンリーダーが地域活動を展開しています。これは、子育ての先輩として、家庭教育の指導者として、県主催の指導者育成研修を受けた人たちが組織しているボランティア団体です。自主的に、あるいは教育委員会と連携しながら、学校・公民館等の家庭教育講座、サロン活動や就学時健康診断において子どものしつけや教育、家族のあり方、悩みごとなどの家庭に関する相談にのったり、親同士の話し合いにより、自分の子育てを振り返り、気付いたりできる場を設け子育てをサポートしています。	・就学時健康診断での親学習、生涯学習出前講座(行政編)における家庭教育に関する講座、母親学級において積極的に活用する。	継続実施	生涯学習課	オピニオンリーダー登録者33人 養成研修受講者 3人(市推薦3人)	オピニオンリーダー登録者32人 養成研修受講者 0名	B	就学時健康診断における親学習のファシリテーターで活躍をいただいた。使用するプログラムのエピソード内容について意見をいただいた。	新規の家庭教育オピニオンリーダーの登録がいなかった。各支部へ働きかけ新規のオピニオンリーダーの育成が今後の課題です。
69	環境浄化活動	子どもの健全な成長は市民の願いですが、最近の子どもを取り巻く環境には様々な有害なものがあり、青少年健全育成のため、啓発運動や子どもに有害な環境を浄化する活動の推進が必要となります。一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする図書等が販売され、街中には、看板等による有害情報があふれており、子どもに対する悪影響が懸念されるため、関係機関・団体やボランティア等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する自主的措置を働きかけ、地域社会における浄化活動を推進しています。	・街頭指導活動の実施 ・立入調査の実施	継続実施	生涯学習課	街頭指導活動 394回 有害自動販売機 9台廃止	・街頭指導活動 385回 ・立入調査 2回	A	・少年指導相談員及び少年指導員の巡回街頭指導や立入調査について、地域において認知度が高くなってきています。	・巡回指導での対応にも限界があるため、効果的な啓発活動を検討する必要があります。 ・地域住民と連携を強化し、環境浄化活動を推進します。

基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な施策	今後の方向性・目標等	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成果	課題・今後の取組
70	歩道の整備	子どもや子育て家庭が安心して移動できるようにする。歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになることが多いため、歩道のバイアフリー化に向けた取り組みを推進しています。	・通学路安全プログラムに沿った事業の推進 ・国庫補助、交付金事業による整備推進 ・市単独道路整備事業による整備推進	継続実施	道路課	道路改良工事に伴う歩道整備 4路線 L=1,070m	道路改良工事に伴う歩道整備 3路線 L=868m	B	通学児童など歩行者の安全対策が図られました。	学校や地域からの要望に基づき策定された「通学路交通安全対策プログラム」に沿った事業実施のための財源確保が重要であり国の補助事業を積極的に活用し事業を進めます。
71	人にやさしいまちづくり	栃木県においては、すべての県民があらゆる施設を円滑に利用できるよう、平成12年10月に「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」が制定され、本市においても、公共施設等を快適に過ごせるようバイアフリーのまちづくり推進に努めています。さらに、高齢者や障害者を含むすべての人が、安全で快適な暮らしができる生活環境を整備するため、民間の公共的建築物の新築等を行う場合に「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」の基準を遵守したバイアフリー化の実施指導を行い、地域の活性化及びひとにやさしいまちづくりを推進しています。	・条例に基づき、届出が行われている対象物件に対し、当該物件が条例の規定に適合しているか審査を行っています。	継続実施	建築指導課	届出件数14件(適合0件)	届出件数17件(適合4件)	B	全項目適合の件数は4件であったが、事業主の対応可能な部分・範囲を条例の規定に適合するよう指導しており、ひとにやさしいまちづくりを推進できていると評価します。	・建築物の用途、規模により全ての規定を適合させることは難しい状況にあります。 ・今後も継続して実施します。
72	子育てに優しい公共施設の整備推進	公共施設等において、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できる公共施設の整備を推進しています。	・左記内容を実施	継続実施	各担当課	左記内容を実施	左記内容を実施	B	家庭を築き、安心して子ども産み育てることができ、子どもが健やかに成長できるまちづくりを推進します。	各担当課において、継続して実施します。
73	交通安全教育の推進	現在、本市では、小学校、保育園、幼稚園等で交通安全教育を実施しています。子どもたちが巻き込まれる交通事故は、子どもたち側の不注意だけでなく、車を運転する側の過失によるものも後を絶たない状況です。	・交通安全教室の開催	H31目標 ・交通安全教室開催件数 42回 ・参加者 8,000人	生活課	交通安全教室 開催件数 63回 参加者数 6,638人	交通安全教室 開催件数 77回 参加者 6,109人	C	専門知識を持った講師による講話や、子どもに親しみやすい紙芝居、DVD等にて、交通安全に関する知識・正しい交通マナーの浸透を図り、さらに模擬信号機を利用した道路の横断練習など実践指導を行うことで、子どもや保護者の交通安全に対する意識の向上と交通事故防止につながっています。	平成28年内は、平成27年に続き、幸いにも市内で子どもの死亡事故は発生していませんが、今後も交通安全教育をとおして、交通安全意識啓発を行っていきます。
74	子どもたちの安全の確保	子どもを犯罪の被害から守るため、防犯ブザーの配布を行っています。合わせてGPS機能付き携帯端末を持つ児童が緊急時に警備員による駆け付けサービスを利用できるよう、その初期導入費用などの一部に対して補助を行っています。また、子どもが被害に遭うおそれがある場面を想定し、その際における具体的な対応方法や防犯ブザー、ホイッスル等防犯機器の活用方法等、緊急避難場所の利用方法の指導に努めています。また、平成26年度に通学路交通安全対策プログラムを策定し、関係機関と連携し、3年に1回市内全域の通学路の安全点検を実施することにしました。	(教育総務課) ・新1年生に対する防犯ブザーの配布 (学校教育課) ・那須塩原市通学路交通安全対策プログラムの実施	継続実施	教育総務課 学校教育課	(教育総務課) 防犯ブザー保有率 100% (学校教育課) 通学路危険箇所調査の実施 通学路安全推進会議の開催 対策箇所一覧表の作成及び公表	(教育総務課) 防犯ブザー保有率 100% (学校教育課) 通学路危険箇所調査の実施 通学路安全推進会議の開催 対策箇所一覧表の作成及び公表	A	(教育総務課) ・那須塩原警察署管内で統一されたデザインの看板「子どもを守る家」への交換を予定どおり実施できました。 ・設置協力者への意思確認を実施し、最新情報を把握することができました。	(教育総務課) ・配布後の各学校における防犯ブザーの管理・運用状況の把握が徹底されていません。 ・使用方法の指導等も含めた、防犯ブザーの有効活用について、各学校への周知徹底に努めます。 (学校教育課) 今後も取り組みを継続し、子どもたちの安全の確保を図っていきます。
75	「子どもを守る家」・「あんしん家」の設置推進	現在、本市における各小学校区に多くの「子どもを守る家」・「あんしん家」が、地域の協力をもって設置されており、子ども達が何かあった場合安心して駆け込めるとともにステッカーが不審者に対して抑止力にもなっています。子どもたちが、学区や通学路のどこに、「子どもを守る家」や「あんしん家」が設置されているかを知らせるため、各学校で安全マップを作成し、入学式などで説明しています。	・「子どもを守る家」の周知 ・新規設置協力者の募集	H31目標 設置件数 1,680件	生涯学習課	設置数 1,336件 利用状況調査の実施 看板のデザイン変更 設置数 1,481件	・設置数 1,262件 ・新デザインの看板「子どもを守る家」への交換の実施(西那須野地区・塩原地区の交換がおおむね終了)	A	・那須塩原警察署管内で統一されたデザインの看板「子どもを守る家」への交換を予定どおり実施できました。 ・設置協力者への意思確認を実施し、最新情報を把握することができました。	・「子どもを守る家」の周知を図るとともに、設置協力者を増やすための方法を検討します。 ・新デザインの看板「子どもを守る家」への交換を引き続き実施します。
76	防犯ネットワークの構築	自治会や商店街、あるいはNPOが、それぞれ地域の実情に沿って、防犯活動に取り組んでいけるよう支援しています。犯罪のない安心・安全なまちづくりを進めていくために、それぞれの団体や地域の横の連携がさらに深まるよう支援しています。	・自主防犯団体への必要物品購入経費補助	H31目標 自主防犯団体数 80団体	生活課	自主防犯団体数 77団体	自主防犯団体数 73団体	C	経費補助を行い、団体の防犯活動への支援につながっています。	構成員の高齢化など、状況の変化により活動の継続が難しくなっている団体が見られます。指導者等育成のための研修会等の学習機会を提供し、人材育成や活動の活性化への支援を行います。
77	防犯灯の整備の援助	防犯灯の設置は、道路を明るくして、住民に安心感を与えたり、目撃を容易にしたり、犯人の心理に働きかけて犯罪を防止する効果があります。自治会等と連携しながら、必要な場所に防犯灯の整備を推進して、子どもの安全確保と安心・安全なまちづくりに努めています。	・防犯灯設置事業	H31目標 ・設置数 150灯 ・維持数 8,500灯	生活課	防犯灯の整備 設置数 218灯 維持数 8,659灯	防犯灯の整備 設置数 187灯 維持数 8,846灯	A	防犯灯には、夜間の道路周辺を明るくして、住民に安心感を与え、犯罪を防止する効果があります。必要な場所への防犯灯の整備を推進することで、子どもの安全確保と安心・安全なまちづくりにつながっています。	スケールメリットを理由に、新設設置は市が一括して行い、自治会等の防犯灯管理団体へ有償で譲渡することで進めていますが、一括発注するため、工事の遅れ、発注内容の確認漏れ、東電申請での手続きの遅れなど、管理団体の意向に沿えないケースがあり、自治会等が独自に設置するより工事費用が多額になる場合があるなどのデメリットが生じていました。そこで、前述の課題を解決するため、平成29年度から、一括発注ではなく、自治会等が新規設置したLED防犯灯に対して、設置費の一部を市が補助する制度を導入します。

基本方針7 子どもの貧困対策の推進

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な施策	今後の方向性・目標等	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成果	課題・今後の取組
78	《新規》学校教育における学力の保障	学校教育においては、家庭環境に左右されず、子どもの学力が保障されなければなりません。	・義務教育においては、家庭環境に限らず、すべての児童生徒に対して学力を保障しなければならぬため、学力が一定水準に満たない児童生徒に対し、学力を向上させる取組を推進する。	継続実施	学校教育課	学力が上がらない児童生徒に対しては、昼休みや放課後の時間を利用した補習的な取り組み等を各学校で実施しています。また、日々の授業において指導方法の工夫・改善に努めています。	学力が上がらない児童生徒に対しては、昼休みや放課後の時間を利用した補習的な取り組み等を各学校で実施しています。また、日々の授業において指導方法の工夫・改善に努めています。	B	学習意欲を向上させ、学力を上げる取組みが各学校に普及してきています。	今後も取組を継続し、児童生徒の学習意欲の向上を図っていきます。そのため、各学校の指導体制の充実を図る必要があります。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な施策	今後の方向性・目標等	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成果	課題・今後の取組
79	《新規》福祉部門と教育委員会の連携強化	子どもの貧困対策については、早期の段階で生活支援や福祉制度につなげることが重要となってきます。	(子育て支援課) ・家庭相談員、母子父子自立支援員の配置(学校教育課) ・スクールソーシャルワーカー(SSWr)の配置	継続実施	子育て支援課 学校教育課	(子育て支援課) 教育委員会や学校と連携を図りながら、保護者等からの相談に応じて各種支援制度を紹介しました。(学校教育課) 平成27年6月からSSWrを配置し、学校からの依頼により、経済的に困窮している家庭について保護者とSSWrが面談し、必要に応じて福祉部門と連携しながら支援に当たりました。	(子育て支援課) 教育委員会や学校と連携を図りながら、保護者等からの相談に応じて各種支援制度を紹介しました。(学校教育課) 平成27年6月からSSWrを配置し、学校からの依頼により、経済的に困窮している家庭について保護者とSSWrが面談し、必要に応じて福祉部門と連携しながら支援に当たりました。	A	(子育て支援課) 各種支援制度につなげることで、子どもの生活環境の整備が図れました。(学校教育課) SSWrが介入し環境整備を行うことで、不登校の児童生徒が登校できるようになったり、高校へ進学できるようになったりするケースがあるなど、さまざまな方法で家庭・子供を支援することができました。	(子育て支援課) 今後も教育委員会や社会福祉部門と連携を図ります。(学校教育課) 今後も子ども・子育て総合センター、福祉部門と連携しながら取組を継続していきます。
80	地域における学習支援	生活困窮家庭の子どもの学力向上を図るために、放課後や休日における学習支援に努めます。そのためには、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図ります。	(子育て支援課) ・NPO法人に委託し、市内1か所で実施 ・養育放棄(ネグレクト)等の状況にある要支援児童に対し、支援のひとつとして宿題等の学習支援を行う(社会福祉課) ・生活保護、準要保護世帯の中学生が対象。 ・市内10か所の公民館で週2回、2時間の学習時間の確保。 ・概ね生徒3名に対し1名の学習支援員。	継続実施	子育て支援課 社会福祉課	(子育て支援課) 実施箇所数 1か所 利用人数 10人 (小学生7人、中学生3人) (社会福祉課) ・申込97名 ・中学3年生は全員進学	(子育て支援課) 実施箇所数 1か所 利用人数 21名 (小学生12人 中学生9人) 延べ利用日数 1,004日 (社会福祉課) ・申込73名 ・中学3年生(25人)は全員進学	A	(子育て支援課) 育児放棄(ネグレクト)等の状況にある要支援児童に対し、宿題等の学習支援を行っており、徐々に学習する習慣が身につく、学校生活においての自信にもつながっています。(社会福祉課) 生活困窮者の世帯では自宅で学習時間を確保することが困難な場合が多く見受けられます。このため、週2回の学習時間を確保することにより、成績・学習意欲の向上や学習習慣、受験対策に一定の成果がありました。	(子育て支援課) 個々のレベルに応じた学習支援の内容を検討しながら、学習する習慣が身につくよう、引き続き、支援を行っていきます。(社会福祉課) ・平成28年度の取り組みを継続していきます。 ・平成29年度から委託により実施していきます。
81	就学援助	経済的理由により、学就困難と認められる児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を支給し援助を行っています。	・給食費、学用品費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費を支給。	継続実施	学校教育課	認定件数844件(小学校492件、中学校352件)	認定件数948件(小学校559件、中学校389件)	A	経済的理由による就学環境の悪化で、不登校となる児童生徒や、学習意欲が損なわれる児童生徒の未然防止に成果がありました。	今後も取り組みを継続し、就学困難な児童生徒の就学意欲の向上を図っていきます。
82	奨学金貸与事業	能力があるにもかかわらず、経済的理由により、高校、大学に修学することが困難な者に対し学資を貸し付け、広く人材を育成するための事業です。	事業の見直しを実施 ○給付型奨学金を新設(貸与型との併用可) ・貸与型奨学金の所得制限を緩和 ・貸与額の増額 ・他の奨学金と併用可 ・返還期間の延長 ・海外の大学・短期大学も対象 ○募集期間 平成27年11月24日～平成28年1月8日 ○募集内容 ＜給付(国内)＞ ・給付金額:20万円・募集:若干名 ＜給付(海外)＞ ・給付金額:20万円・募集:若干名 ＜貸与(国内)＞ ・貸与金額:1.8万円、3万円、5万円・募集:20名程度 ＜貸与(海外)＞ ・貸与金額:3万円、5万円・募集:若干名	継続実施	教育総務課	○給付 ・応募16人 ・決定9人(大8、短1) ○貸与(国内) ・応募32人 ・決定23人(高2、大16、短1、専4) ○貸与(海外) ・応募1人 ・決定1人(大1)	○給付(国内:一般枠) ・応募7人 ・決定6人(大5、短1) ○給付(国内:医療系枠) ・応募5人 ・決定3人(大3) ○貸与(国内) ・応募29人 ・決定25人(高3、大20、短1、専1) ○貸与(海外) ・応募1人 ・決定1人(大1)	A	・奨学金の給付、貸与により経済的理由で修学が困難であった者にその機会を与えることができました。 ・国内の募集にあつては、給付・貸与ともに予定していた定員を上回る応募があつたことから、本制度の需要は高く、市民に対しても広く周知できました。 ・海外の募集にあつては、海外大学の幅広い入学時期を考慮し、募集・選考を3回に分けて実施することとしました。	課題 ・海外給付は、2年続けて応募がない状況にあります。 ・滞納者が一定数存在します。 今後の取組 ・海外給付について、応募要件を再検討します。 ・奨学金返還について、口座振替を導入します。 ・滞納対策を徹底します。 ・新たな財源の確保に努めます。
83	ひとり親家庭の自立支援	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立支援に向けた様々な相談を行っています。さらに、自立に向けては、ハローワークや社会福祉協議会等の関係機関と連携をとりながら支援にあたっています。	・生活困窮者自立相談支援事業(調整会議への参加)	継続実施	子育て支援課	母子父子自立支援員からの自立支援計画策定依頼者数2人	母子父子自立支援員からの自立支援計画策定依頼者数1人	B	平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、社会福祉協議会が窓口となり生活困窮者自立相談支援事業を行っています。社会福祉協議会が事務局となり、母子父子自立支援員を含めた関係機関と生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議を行いました。各関係機関と共同して支援対象者の自立支援計画の策定を行うことにより、効果的な支援を策定することができました。	生活困窮者自立相談支援事業は平成27年度から始まった事業のため、より効果的な支援計画の策定や方法を模索する必要があります。
84	貧困家庭に対する保育の確保	保育所に入所する児童を選考する場合においては、生活保護受給者及びひとり親家庭を保育所入所の必要性が高いものとして、優先的に入所できるよう配慮しています。また、子育てと就労の両立を図るために、延長保育、一時保育(一時預かり)、休日保育、ファミリーサポートセンター事業といった子育て支援サービスを提供しています。	・各種利用料金の減免規定の設定	継続実施	保育課	保育料減免規定有 ・延長保育、一時預かり、病後児保育	ファミリーサポートセンターについては、平成29年度からの実施に向け利用料助成金交付要綱を定めました。  延長保育、一時預かり、病後児保育については、保育料減免規定有。	A	特別保育に関する保育料については、減免規定により実施し、経済的負担の軽減を行っています。	ファミリーサポートセンターについては、平成29年度から利用料の助成を行います。
85	那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会(ひとり親の交流促進事業)	那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会は市社会福祉協議会が事務局となり、ひとり親家庭や寡婦家庭等、同じ境遇の人が交流し、親睦を深め、生活の向上を図るための活動を行っています。また、ひとり親家庭の学習支援の事業も行っていきます。母子父子自立支援員が、同連合会主催の交流行事に参加するなどし、ひとり親家庭の相談、支援案内やひとり親家庭の状況把握を行っています。	・母子父子自立支援員による相談業務 ・那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会主催行事への母子父子自立支援員の派遣 ・那須塩原市母子寡婦福祉連合会事業の周知	継続実施	子育て支援課	那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会会員数(H27.4.1現在) 99人	那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会会員数(H28.4.1現在) 100人	A	母子父子自立支援員は相談内容によって、那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会への入会の案内を行っています。また、ひとり親家庭福祉連合会主催の行事に相談員が参加し、ひとり親の相談、支援案内等を行い、ひとり親家庭の状況把握に努め、支援を行うことができました。	那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会は社会福祉協議会が事務局となって運営している団体ですが、引き続き市としても連合会加入案内・PRに努めます。
86	住宅支援	ひとり親家庭を対象とした母子・父子・寡婦福祉資金貸付金のメニューにある住宅資金(住居の建築等に必要資金)や転宅資金(住居の転居に必要な資金)の貸し付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行っています。また、生活困窮者においては住宅支援給付金を給付し、住宅支援を行っています。ひとり親家庭には、県営住宅や市営住宅の入居者選考における優遇制度が設けられています。	・母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ・社会福祉課、社会福祉協議会との連携	継続実施	子育て支援課	住宅資金貸付決定者数 0人 転宅資金貸付決定者数 0人	住宅資金貸付決定者数 0人 転宅資金貸付決定者数 0人	B	住宅資金、転宅資金については、母子父子自立支援員が相談を受け付けています。相談内容によって、社会福祉課の事業である住宅確保給付金や都市整備課の市営住宅などの案内を行い、各担当課と連携を図り、ひとり親家庭の支援を行うことができました。	住宅資金や転宅資金の貸付相談はありますが、申請の時期が遅いなど、貸し付けの要件を満たさない場合があります。貸付制度の周知を強化する必要があります。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な施策	今後の方向性・目標等	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価 区分	成果	課題・今後の取組
87	ひとり親家庭等の就労支援	ひとり親家庭の父または母の自立を促進するため、ハローワークなどと連携して、求職活動の相談や就職セミナーの幹旋などの就労支援を行っています。(再掲)また、児童扶養手当受給者に対しては、この実態に応じた就労支援プログラムを策定することで、就労を軸とした自立支援を図っています。	・母子父子自立支援プログラム策定事業の実施	継続実施	子育て支援課	・母子父子自立支援プログラム策定事業就労支援者数 21人	・母子父子自立支援プログラム策定事業就労支援者数 11人	B	母子父子自立支援プログラム策定事業申込者の中からハローワークと連携し、11名の就労支援を行いました。	児童扶養手当現況届受付会場等で、母子父子自立支援プログラム策定事業の申込受付や就労支援に関する事業の制度案内を行うなど、効果的な周知方法を模索しながら周知の徹底を図ります。
88	親の学び直しの支援	ひとり親家庭の父または母を対象とした自立支援教育訓練給付金事業を実施しています。雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有しないものを対象に、特定の教育訓練を受講し、終了した場合、経費の60%が支給される自立支援教育訓練給付金事業を実施しています。また、看護師や介護福祉士等特定の資格を取得するために、1年以上養成機関で就業する場合、就業期間の負担の軽減を図るため促進費や一時金が支給される高等職業訓練促進費等事業を実施しています。	・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業の実施	H31目標 利用者 6人	子育て支援課	・自立支援教育訓練給付金新規申請者数 0人 ・高等職業訓練促進給付金新規申請者数 4人	・自立支援教育訓練給付金新規申請者数 1人 ・高等職業訓練促進給付金新規申請者数 6人	B	平成28年度から高等職業訓練促進給付金事業の給付期間を2年から3年に延長するなど制度の充実を図りました。平成28年度は3人が養成機関の修業を終え、取得した資格を生かして就労することができ、自立につながりました。	給付金事業制度の周知の徹底。
89	児童扶養手当の制度改正	児童扶養手当は、父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成されている家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。平成22年8月には、支給対象が父子家庭にも広がりました。さらに平成26年12月には、児童扶養手当と公的年金の併給調整(公的年金を受給している場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合その差額を支給)が行われました。	・ひとり親家庭の保護者に対して児童扶養手当を支給する。	継続実施	子育て支援課	児童扶養手当 受給資格者 1,261人 手当支給額 545,749,030円	児童扶養手当 受給資格者 1,349人 手当支給額 558,746,650円	A	児童扶養手当の支給は、ひとり親家庭の生活の安定に寄与しており、子どもの福祉の増進につながっています。	今後も取組を継続します。
90	福祉資金の貸付制度の活用	県の資金貸付制度として、ひとり親家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るための、母子・父子・寡婦福祉資金があります。事業、就学・修学、技能習得、就業、就職、医療介護、生活、住居など関わる資金の貸し付けができます。平成26年10月から、父子家庭も貸付の対象となりました。また、市社会福祉協議会の資金貸付制度として、他の資金から借入れが困難な低所得者、障害者、高齢者を対象とした生活福祉資金があります。世帯の経済的自立と在宅福祉の促進を図り、安定した生活を送ることを目的に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金といった種類の貸付金があります。母子・父子自立支援員が相談を受け、貸付金制度を利用し、ひとり親家庭や低所得者の支援に努めています。	・母子父子寡婦福祉資金貸付事業の実施 ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業制度の周知	継続実施	子育て支援課	福祉資金貸付決定者件数 25件	福祉資金貸付決定者件数 31件	B	母子父子自立支援員が相談を受け、必要とする人に貸付金制度の案内・申請受付を行いました。ひとり親家庭に貸付を行うことにより、生活の安定を図ることができました。	貸付金制度の周知の徹底。
91	養育費の確保に関する支援	両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的責任を果たすだけでなく、子どもの福祉の観点からも望ましいことです。養育費の相談は、婦人相談員が離婚相談の中で対応しています。	・母子父子自立支援員兼婦人相談員の養育費に関する研修への参加 ・離婚相談者への養育費に関する情報提供	継続実施	子育て支援課	・婦人相談員の養育費に関する研修参加回数 3回 ・離婚相談件数 10件(40回)	・婦人相談員の養育費に関する研修参加回数 3回 ・離婚相談件数 22件(169回)	B	養育費に関する研修に積極的に参加し、相談員の資質向上につながりました。離婚相談者へ養育費に関する情報提供を行い、支援につながりました。	相談者のみへの情報提供だけでなく、養育費相談支援センターが作成した養育費に関するパンフレットを離婚届取扱い窓口にて配布を行い、制度について広く周知します。